

県庁行政庁舎、警察庁舎内の17箇所すべての喫煙室を平成31年度の早期に廃止します。

あわせて、県庁敷地内の屋外に喫煙場所を設けるほか、禁煙を希望する職員に対し禁煙治療への支援を行うなど、健康立県の実現に向けて、県庁舎における受動喫煙の防止に取り組めます。

- ・ 「健康増進法の一部を改正する法律」がさる7月25日に公布され、今後、行政機関など多数の者が利用する施設においては、望まない受動喫煙を防止するための効果的な措置を講ずることが必要となりました。
- ・ このたび県庁舎においては、健康立県の実現に向けて、同法の施行を待たず、下記のとおり受動喫煙防止対策に取り組んでいくこととしましたのでお知らせします。

記

1 取組の概要

(1) 施設に係る取組（ハード対策）

ア 県庁行政庁舎、警察庁舎にある計17箇所の喫煙室を、改正法の施行を待たず廃止する。（下記イの屋外喫煙場所の設置後、速やかに行う。）

イ 来庁する喫煙者のため、今後、国が明らかにする基準に適合する構造等を備えた屋外喫煙場所を、受動喫煙を防止できる県庁敷地内に1～2箇所設ける。

なお、屋外喫煙場所の設置工事は、今年度内に着手し、平成31年6月末までの完成を目指す。

ウ 屋外喫煙場所以外の県庁敷地内は、すべて禁煙とする。

(2) 職員に向けた取組（ソフト対策）

ア 禁煙や受動喫煙に関する知識の普及啓発や情報提供を強化する。

イ 禁煙希望者に対し、医務室での「禁煙相談」の周知強化、セミナーの開催、禁煙治療への支援等を行う。

2 その他

- 改正法の施行は、公布日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日とされています。
- 議会庁舎の対策については、今後国が明らかにする基準等を踏まえて取扱いを検討し、進めてまいります。

本件についてのお問い合わせ先

《ハード対策》総務管理部管財課 長沢・竹内

(直通)025-280-5729・5063 (内線) 2271・2273

《ソフト対策》人事課健康管理室 藤田・仲野

(直通)025-280-5949・5029 (内線) #1300・#1330